



みんなの情報誌・

建築協定だより

Vol.31号
平成21年3月

編集・発行
京都市建築協定連絡協議会
事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通
御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課内
TEL.075-222-3620



舞多聞東3丁目地区は神戸研究学園都市や総合運動公園の近くに位置しており、UR都市機構がゴルフ場跡地を開発した新しい住宅地、「ガーデンシティ舞多聞」の中になります。当地区の建築協定は、分譲前に購入希望者を募ったうえで、公開講座やワークショッピなど様々な取組を重ねて内容を決めるという、ユニークな経緯を経て決められました。ゴルフ場のもともとの地形や樹木を活かした緑豊かでゆつたりとした環境の中、バラエティーに富んだデザインの住宅が建ち並ぶ、新鮮なまちなみの住宅地です。

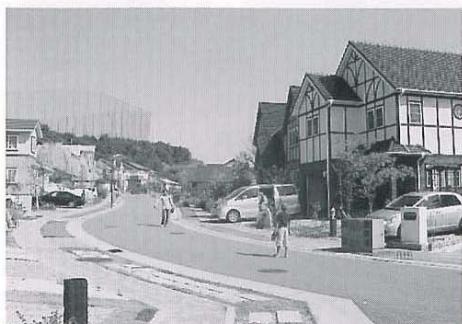
当日は、当地区運営委員会の方々の案内のものと、まちなみを見学し、また意見交換会では様々な意見が交わされました。

神戸市垂水区
を訪ねて

秋の研修会

神戸市垂水区 舞多聞東3丁目^(みついけプロジェクト) 建築協定地区

所在地	神戸市垂水区舞多聞東3丁目
区画数	68区画
規模	約4.8ha
認可日	平成18年2月17日



【主な協定内容】

- ・建築物の高さ…10m以下
- ・外壁の後退距離…道路から2m以上
隣地から1m以上
- ・用途…個人専用住宅、兼用住宅のみ
- ・外構…隣地との境界部分は可能な限り
オープンとし、仕切りを設置する場合は生垣又は透視可能なフェンスとしなければならない
- ・敷地…地盤面の変更禁止、区画の分割禁止

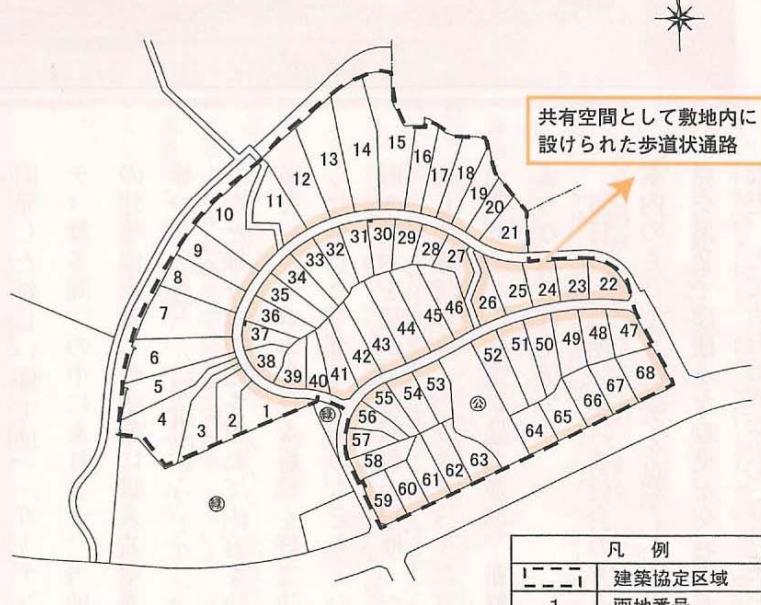
建築協定内容の特徴的な点としては、敷地の一部を歩道状の共有空間として提供すること（その下に電線類も納められています）、隣地との間をオープンにするなど、独自の取組を行っています。

また、運用面でも、ワークショップ時に全員合意にはいたらなかつたものの2／3以上の同意を得た内容については「ガイドライン」という形でまとめ、建築協定を補完するまちづくりの指標として活用するなど、独自の取組を行っています。

舞多聞東3丁目地区は、UR都市機構が実験的なプロジェクトと位置付けて開発した住宅地で、建築協定の取組にその実験性がよく表れています。新規住宅地で建築協定を締結する場合、開発事業者があらかじめ建築協定を定め、そのうえで分譲を行う「一人型」協定とすることが一般的です。この舞多聞東3丁目地区では、形式上はUR都市機構の「一人型」となっていますが、分譲に先立ち、入居希望者を対象にワークショップを重ね、その中で協定の内容や運営方法について定めるという、他に例のない取組を行いました。このワークショップでは、建築協定のほか、緑地協定や電線類の地中化にも取り組まれるなど、これから自分たちが住むことになる「まち」の将来をつくっていくための活発な話し合いが行われたとのことです。



舞多聞東3丁目地区区域図



さらなる努力が必要と痛感

伏見区久我御旅町南部住宅地区 岡本信幸

神戸市の「ゴルフ場跡地を利用して開発された住宅地の一画であります。隣接する公園、緑地等との調和を図り、低層住宅を中心とした「ゆとり」と「うるおい」のある環境の形成を図るとされていました。宅地分譲に先立ち、購入希望者と共に、「ワークショップ等を開催され、建築協定の内容や運営方法を定めた、とのことでした。私たちの住んでいる地域の環境整備にもさらなる努力が必要と痛感いたしました。

研修会に参加して

西京区桂坂第5～7・16・ヒルズガーデン（ひいらぎ）地区 小島志津子

先日、私は秋晴れのもと、新しい考え方の「コータウン作り」に触れて、有意義な研修会を過ごしました。気付いたことが少しあつたので、ここに記したいと思います。

一、大型ショッピングモールが隣接する新しいまちづくりに、建築協定が、最低のルールとして役立っている。また、ルールを作り、守るために、多くの方々が御苦労されていることが理解できた。

二、三次元の曲線地形を、我が家に取り入れ生活するための工夫が、ユニークな家の外観になつていて思われた。

三、隣地との間には視線を遮るような塀や柵がないので、少し生活するには恥ずかしいのでは、と思われた。

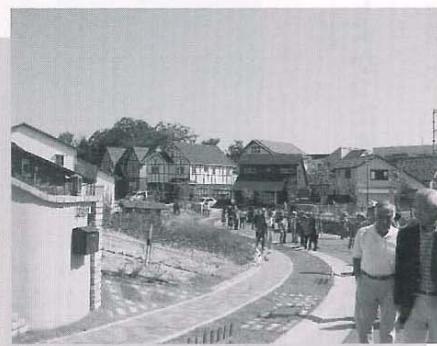
今回、研修会をお世話下さった皆様に深く感謝します。ありがとうございました。

別荘地のような町並み

伏見区桃山南大島町地区 山川邦夫

大変良い環境の中で生活できることは、素晴らしいと思います。自然がまだ多く残された中でのまわりは楽しみがありますね。別荘のような感覚を受けました。道路の作りも住宅地の雰囲気によくあつて、高齢者にとっては、アップダウンの多い点が少し心配です。

研修会の感想



自分たちの街を守る意識

上京区松町地区 大西鉄也

ゴルフ場の跡地とあって、広々とした環境のすばらしいところであった。人型とはいえ、よく考えられたものである。集会所、1戸あたりの最低敷地面積は300坪（地区計画制限による）でしかも高さ10m、道路も広いため、空が広々と見えた。松町など三戸当たりせい25坪で、比較とならない。井通しているのは自分たちの街を守るという意識である。有意義な一日であった。

研修会で最近感じていること

西京区阪急桂南住宅地区 三好 曜

理想とする街づくりに最初から積極的に参画された舞多聞東3丁目の方は輝いていた。ある意味で羨ましささえ感じられた。

ここ数年の研修見学会に参加し、漠然と感じていることがある。それは、建築協定の内容がだんだん詳細となり、建築できる建物種別の制限も増えたり、「べからず集」のように整備され、「守り」「排除」の姿勢を強めていることへの危惧である。

人口減少、高齢化、犯罪増加社会にあって若い人や新規の住人を迎えることも必要であり、適度な変化を容認するためにも、むしろ緩やかなルールに基づく開かれた考え方方が求められているのではないか。安全で楽しく住まい続けるために。

開放感あふれる 緑豊かな住宅地

西京区桂御陵坂第1（さくら）地区 中西敏生

舞子ゴルフ場跡地に住んでみたいという居住者を募り、一般定借方式で（宅地規模平均700坪）都市再生機構が供給。宅地募集から2年間開発計画についての公開講座等を開催し価値観を共有する者同士でグループを形成。平成18年入居。「ゴルフ場跡地利用」ということもあり既存樹木を可能な限り残す緑豊かな現況地形活用が協定の柱となっている。建物については特に制約がないと思われ、個性豊かな意匠が目立つ。一般的の協定区域に比べ開放感あふれる街並みが印象的でした。

勉強会・意見交換会



日時	平成21年2月14日（土） 午後2:00～午後4:00
場所	池坊学園 第1会議室
1 勉強会	
	「伝統・創造・文化～やすらぎとふれあいのまち・東山（東山区のまちづくり）」
	東山区役所区民部まちづくり推進課長 馬屋原 宏氏 「住んでいてよかったまち これからも住み続けたいまち 六原」
	東山区六原自治連合会事務局長 菅谷 幸弘氏
2 意見交換会	

勉強会・意見交換会を左記のとおり開催し、当日は12運営委員会から21名の方が出席されました。

第一部の勉強会では、東山区におけるまちづくりの取組について、東山区役所まちづくり推進課長 馬屋原宏氏と東山区六原自治連合会事務局長 菅谷幸弘氏をお招きしてお話を伺いました。

第二部の意見交換会前半では、ひきつづき講師の方を交えて、自治会の運営における個人情報の取扱いや、高齢者が安心して暮らしていくまちづくりについて議論しました。意見交換会後半には、建築協定の運営に関して、特に更新時の合意率の低下の問題や隣接地への対応策についての意見が交わされました。また、今後の勉強会では建築協定や地区計画など、より実践的なテーマをとりあげてはどうかとのご提案もあり、大変活発な意見交換会となりました。

東山区は、少子高齢化、空家化の進行、観光客の増加等、様々な課題を抱えています。それらの課題について、具体的なデータを交えながら分かりやすく開設していました。その後、現在、地域住民、行政、事業者等が一体となってどのような取組を行っているかをお話していただきました。とりわけ空家化の問題については、一旦、空家になると近隣へ迷惑をかける危険家屋に転じてしまうことが多く、そのためにも、地域ぐるみで空家を生じさせないための予防的な取組を行うことが最も大事であるとのことでした。取組の一環として、地域外から人を積極的に受け入れ、空家を改修し店舗として活用されている事例もご紹介いただきました。

また、包括的な取組として、主に企業戦略に用いられるSWOT分析という手法を活用し学区ごとの課題分析を行っていること、清掃活動や観光案内ボランティア活動を通して高齢者の方々が大変積極的にまちづくりに参加されていることなどをお話しいただきました。

「住んでいてよかったまち これからも住み続けたいまち 六原」

六原学区の特徴についてご紹介いただいた後、平成12年に設立された六原自治連合会の取組についてお話をいただきました。

具体的な取組としては、自主防災に関する活動、なかでも、学区内の歩行上危険な箇所や災害時の避難場所等を示した「安心・安全マップ」の作成、夜間に各家庭で門等を点してもらう「街並みを明るくする運動」について詳しく説明をしていただきました。また、今後の活動として、空家解消に向けての活動、住宅用火災報知機の各家庭への設置促進活動等を挙げられたうえで、自主防災活動を進めていくためには、各町内における災害時の役割分担、誰もが災害時に助けられる・助けてあげられる環境づくりに日頃から取り組んでおくことが大切であるとのお話をいただきました。

最後に、自主的なまちづくりは、地域自らが行うものですが、各行政機関（区役所、警察、消防等）との連携を図り、情報共有をしていくことも大切であるとの言葉でお話を締めくくられました。

洛西ニュータウン西竹の里タウンハウス管理組合が 「住まいのまちなみコンクール」国土交通大臣賞を受賞！

全国の優れた住宅地域を表彰する「住まいのまちなみコンクール」で、洛西ニュータウン西竹の里タウンハウス管理組合が最優秀の国土交通大臣賞を受賞されました。このコンクールは、(財)住宅生産振興財団が街並み保全や美化活動などに積極的に取り組んでいる住民組織を表彰・支援するために4年前から行っているもので、今回は全国から16地区の応募がありました。

西竹の里タウンハウス地区は、昭和57年に京都市住宅供給公社が開発した、共有広場を持つ低層連棟形式の住宅群が特徴的な住宅地で、開発当初から用途制限や増築禁止等を定めた建築協定を締結しています。今回の受賞は、設計デザインの優秀さ、建築協定を守つて景観維持に努めている点や、地区全体として植栽管理・建物修繕などに取り組んでいる点が評価されました。表彰式は今年の6月に東京で行われる予定です。

受賞のコメントを建築協定運営委員長の大槻様からいただきました。

「景観維持は住民の理解と協力で！」

洛西ニュータウン西竹の里タウンハウス地区建築協定運営委員長

管理組合理事長 大 槻 明

コンクールの審査・評価ポイントとして「生みの親（設計）と育ての親（住民）」が挙げられます。

タウンハウスの設計コンセプトには、①限られた土地を有効に生かし、所有から利用への転換としてゆったりとしたコモンスペースを配置。②ランドスケープの全てが完成されており、敷地の造成はもとより豊富に配された植栽に至るまで入念に設計・検討され、美しく合理的に完成されている。③コミュニティづくりを大切にする為、コモンスペースに向かって各戸の玄関が設けられ、会話が始まる。④調和の取れた景観・環境。⑤プライバシーに配慮した建物の巧みな配置や素材・色彩などがあり、高い評価を受けました。

この優れた住環境をバトンタッチされた住民の皆さんとの理解と協力によって、建築協定を守り、植栽管理に努め、まちなみを維持してきた事が今回認められ、大変嬉しく感激しております。

また、住民の皆さんの積極的な取り組みで、屋根の一斉葺き替えや外壁の一斉塗り替え工事を景観維持に配慮して行った点も評価されました。今後この受賞を機にさらに「まちのたたずまい」の維持に積極的に取組んでいきたいと思います。



「桂坂地区建築協定協議会」について

桂坂地区建築協定協議会事務局 桑原尚史

桂坂地区には、16の建築協定運営委員会（加入区画総数

3021区画（平成21年3月

1日現在））がありますが、

相互の連携はほとんどできていませんでした。桂坂地区のまちびらきから20年となり、建築協定が一人協定から合意型協定へ移行する時期を迎え、桂坂の他委員会ではどのように活動しているのか非常に興味のあるところでした。住宅地としては同質な地域でもありますし、また、桂坂全体のことを考えていく必要性を感じ、平成19年7月に当協議会が結成されました。お互い人間同士ですので、会議等を通じてフェイス・トゥ・フェイスのお付き合いをすることにより、他地区での問題や良い点などについて、円滑な情報交換ができるようになります。各建築協定地区的総会議案書を交換し合ったところ、「衝撃的だ」との意見が出るほどしつかりとした内容のものを作成している委員会があるなど、参考になる点が多くありました。

また、ある委員会で問題のあつた事例を参考にして、他地区的建築協定書に対策を盛り込むという動きも出てきています。桂坂地区内で新たな建築協定運営委員会の発足に際して、当協議会が京都市建築指導課との調整を行つたり、建築協定上問題のある申請を抱える委員会の会議に協議会世話人が参加したり、一地区の説明会に他地区的委員がオブザーバー参加し知識を高めるなど、親密度が次第に深まっています。外部講師を招いてのシンポジウムや勉強会も既に3回行いました。

現在は、建築協定から考えを広げ、地区計画や京都市新景観政策等の諸施策を建築協定地区としていかに活用していくかという議論も進めています。住民の皆さん之力を合わせ桂坂地区の魅力を高め、誰しも「住んで良かった」と思えるまちになれるよう、今後とも努力を重ねてまいりたいと思います。



他都市の建築協定連絡協議会

名古屋市、神戸市、横浜市が、京都市と同様に建築

協定連絡協議会を設立し活動を行っています。

この度、これらの都市に加えて、平成20年3月に福岡市でも連絡協議会が設立されました。

この機会に、4つの都市から、各々の連絡協議会の活動等について紹介文を寄稿していただきました。

福岡市建築協定連絡協議会

福岡市においては、市当局の建築協定に関する普及啓発の取り組みの結果、およそ50地区で協定が締結されておりますが、締結後の協定の運営などに関して、多くの地区から疑問や不安の声が寄せられておりました。このような状況を踏まえ、先進的な地区の役員などを中心として、協定地区の連絡組織の設立検討を平成18年から開始し、活発な協議を重ねた結果、福岡市内の全ての建築協定地区の代表者を会員として、「福岡市建築協定地区連絡協議会」が、平成20年3月に設立しました。

協議会の目的は、各協定地区が相互に情報の交換を行い、円滑な協定運営に役立てることがあります。が、平成20年度は初年度ということもあります。会、10月と2月に研修会を開催した際には、各地区間の交流を第一に考え、毎回、意見交換会やワークショッピなど、他地区の方々と交流できる場を設定しました。研修会等の実施報告や参加者の声などは、機関紙「建築協定ふくおか」に掲載し、これまでに2回発行しました。

今後は、先進都市を参考に、活動の幅を広げていきたいと考えています。

なお、当協議会の活動については、「福岡市まちなみのルールづくり支援センター」のホームページ「建築協定地区の広場」でも紹介しています。
[\(http://machinamino-rule.city.fukuoka.lg.jp/\)](http://machinamino-rule.city.fukuoka.lg.jp/)

名古屋市建築協定連絡協議会

名古屋市建築協定連絡協議会は今年度で発足から12年を迎えました。もともと連絡協議会は、各地区間及び行政との意見交換の場として開かれていた建築協定運営委員会役員連絡会議を一步進めて、建築協定地区間の連絡、建築協定の普及・啓発を積極的に推進することを目的として設立されたものです。運営については年10回程度開催する役員会（役員・会長、副会長、会計、監査、幹事）を中心におこなっております。

現在、協議会では新たに協定を締結したいという方々への支援として、紹介パンフレットや締結マニュアルの作成及び配布を行なっています。なお、要請があればその地域へ入り協定書の作成など締結に必要な協力をおこなっております。その甲斐あってか、当初は28地区でスタートした会も現在では42地区と着実に会員が増加しております。また、締結後の協定運営の支援として、年に数回各地区の代表者が集まり、日頃地区で発生する問題への対応方法などについての情報交換、建築基準法や都市計画法についての知識を深めるために講師等を招いた勉強会、会員への情報発信として機関紙「ニュースレター」の発行をおこなっています。

連絡協議会設立の時期…平成8年7月17日
連絡協議会の地区数と構成の特色…42地区（平成21年1月末日現在）42地区中一人協定が4地区のみであり、既存市街地での締結が多い。

活動内容…総会（5月）、機関紙発行（7月）、勉強会・ニュースレター発行（10月）、PR活動（11月）、全地区委員長会議（2月）、役員会（全9回）

【平成19年度実績】

特徴的な活動など…当協議会では、平成20年度の活動方針として「新規締結や更新手続きへの援助」、「紛争・トラブル解決のための援助」、「事前協議等徹底のための関係機関へのPR活動強化」を掲げて活動しており、平成21年度以降もこれらを継続しておこなっていく予定です。

会長寸言

線引きの時代

京都市建築協定連絡協議会会長

望月 秀祐

平成19年（一九〇〇七）9月から、市のまちづくりは新景観政策へ移行しています。この制度は50年、100年の超長期を見据えた制度で、良いとする市民認識は変わりませんが、戦後の都市計画制度の改正を振り返りますと、数十年以内ごとに大改正されていることが少々気になります。

昭和46年（一九七一）12月に決められた市街化区域・市街化調整区域の指定、いわゆる「線引き」は市周辺部へのスプロール開発（無制限開発）抑制防止を目的としたものでしたが、学校・病院・老人ホームなどが低地価を狙って市街化調整区域に利用が集中したので、これらを禁止するため、平成19年（二〇〇七）11月、36年振りに改正されました。

昭和47年（一九七二）7月、市の条例制度で始まった建築協定制度は、柔軟に対応できる良い制度だと思っています。

翌昭和48年（一九七三）12月、新用途地域制（8種）が決められて後、建築協定が軌道に乗り始めました。この新用途地域制で認められた最高45mの高度地区も、前述の新景観政策で34年振りに最高31mに迎えられました。

建築協定制度は市民自らの意思による制度ですかう、今後とも継続すべき良い制度と思っています。しかし、それぞれの時代に対応していくのが、線引き制度の特徴であることも忘れないようにしましょう。

神戸市建築協定地区連絡協議会

神戸市では、昭和47年4月に建築協定締結の根拠となる条例が制定され、昭和48年3月に市内で最初の建築協定が締結されました。その後、地区数が年々増加していく中、各地区より日常運営活動について、様々な相談等が市に寄せられるようになり、課題の共有、情報交換、連携を目的に、地区間相互の連絡組織として平成2年に当協議会が設立されました。設立当初45地区であった協定地区も現在では129地区（平成21年2月末現在）と着実に増え続けています。

本市建築協定の特徴としては、市内9区のうち、建築協定地区があるのは6区、商業地での協定が1地区、それ以外は全て住宅地での協定であり、郊外地に集中しています。これは、ニュータウン開発の際、事業者が建築協定の認可をとり分譲した一人協定及びこれに類似する協定地区が多くを占めていることを表し、全体の約7割に及びます。住民発意型としては、売買契約時の建築規制特約の期限切れに伴い、これまでの住環境を維持継続しようとする住民の熱意により成立したものや、マンション建設反対の立場から建築協定締結へと進展したものなどがあります。

当協議会は、各地区より運営委員長又は協定者1名が会員となり、また、その中から互選で選ばれる役員を中心に、活動を行っています。具体的には、研修・交流会の開催、課題の調査・研究、年2回の広報紙発行、各種マニュアルの発行、建築協定地区表示看板設置などです。また、新しく建築協定締結を考えている地区や更新を迎える地区へ助言を行うなどの支援にも取り組んできました。

り取り組んでいる看板設置では、平成18年度より従来の大型立看板に加え、設置が容易で移動可能なプレート型看板を製作・配布しています。このように地区的ニーズに合わせて今後も柔軟な活動で、各地区的円滑な運営に貢献していきたいと思っています。

横浜市建築協定連絡協議会

横浜市建築協定連絡協議会は、運営委員会が相互に連絡を取り合い、情報交換、建築協定の普及啓発を行うことを目的として昭和59年に設立され、今年で25年を迎えます。横浜市の建築協定は、平成21年2月現在で167地区になります。ほとんどが戸建て住宅地で締結されておりますが、工場団地で操業環境の維持保全のために締結をしている地区もあります。

協議会では、総会と年に2回の勉強会を開催するとともに、機関紙「建築協定だより」を年2回発行しています。勉強会では、建築の法律や隣接地への対応、図面の見方などについての学習や、実際に運営を行っている地区的現地見学、最近では具体的に想定した課題について話し合うグループワーキングを行なっています。勉強会では、建築の法律やノウハウを身につけるためのプログラムを実施しています。また、地区計画や景観法、横浜市独自の地域まちづくり推進条例など、他の制度についても勉強を行っています。その他、特徴的な活動としては、「運営委員会の手引き」や「更新マニュアル」など、活動の参考となる冊子を作成するとともに、今年度から協議会の活動に反映するため各運営委員会の活動実態調査を始めました。



～参考 建築協定地区表示プレート～

■ お 知 ら せ ■

〈建築協定の更新時期が近づいています〉

建築協定の効力は一定の期間に限られており、有効期間満了後も協定を続けていく場合には更新の手続きが必要です。

右記の地区が間もなく建築協定の更新の時期を迎えますのでお知らせします。

更新の進め方、手続き等については、事務局までお問い合わせください。

岩倉村松町・長谷町地区	平成21年4月
岩倉長谷台住宅地区	平成21年8月
桂坂第8地区(つばき)	平成21年9月
醍醐鳥橋住宅地区	平成21年12月
桂坂第9地区(つばき)	平成22年2月
桂坂第10地区(けやき)	平成22年3月



奥渕家

そこから、すこ
し北東へ上がって
行くと、奥渕家（お
くたにけ）の堂々
とした門が見える。
代々医家で、仁和
寺門跡の御典医を
勤めていたという。
個人の住居なので
中へは入れないが、
その格式がうかが

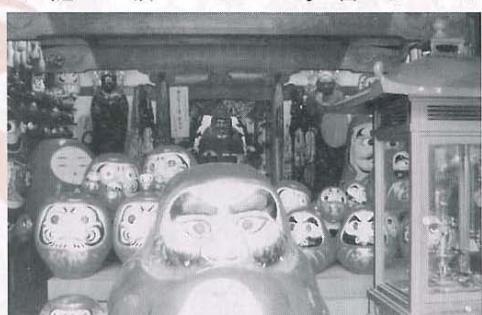
間口はせまいこじ
んまりした寺だ。一
七二七年創建で臨濟
宗妙心寺派という。
達磨堂には三国隨
一という起き上がり
達磨を中心全国から集まつた種々のだるまがぎつし
ように思える。本堂に面するお庭は瞑想を
するための空間だとか。境内にあるキネ
マ殿には日本の映画関係者八百人をまつ
つている。達磨と映画関係者、なんとな
く賑やかな取り合わせだが、訪れたのは
平日とあってか人影もなく、静かなたたず
まいのお寺だ。

円町でバスを降り
た。そのまま、北へ
歩く。最初の信号を
東に入ると何の変哲
もない通りに達磨寺
(法輪寺)がある。

間口はせまいこじ
んまりした寺だ。一
七二七年創建で臨濟
宗妙心寺派という。

達磨堂には三国隨
一という起き上がり

達磨を中心全国から集まつた種々のだるまがぎつし
ように思える。本堂に面するお庭は瞑想を
するための空間だとか。境内にあるキネ
マ殿には日本の映画関係者八百人をまつ
つている。達磨と映画関係者、なんとな
く賑やかな取り合わせだが、訪れたのは
平日とあってか人影もなく、静かなたたず
まいのお寺だ。



達磨寺



「妖怪ストリート」の妖怪

なぜ、妖怪なのか?
むかし、一条通を、妖怪が夜中に隊をなして東に歩

ト」。

妖怪がいる通り、
「妖怪ストリート」

「商店街に妖怪出現」

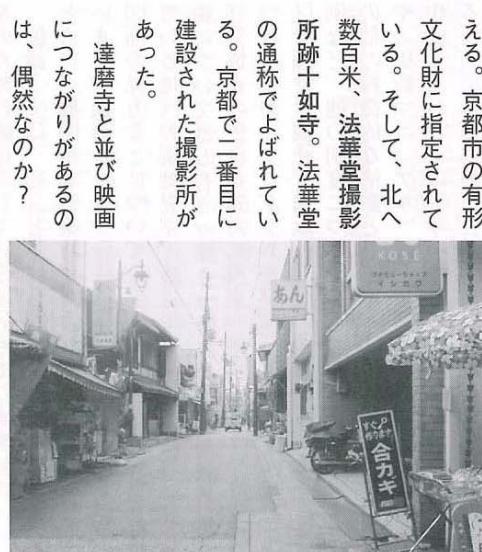
大將軍かいわい

服部真貴子

まちなか探索
京都府建築協定連絡協議会
企画監修

西大路通から、
御前通までの大
将軍商店街。

店々の前に、
妖怪がいる通り、
「妖怪ストリート」



大將軍商店街「妖怪ストリート」



いて行つた。その正体は人々に打ち捨てられた古道具で、付喪神と化し、百鬼夜行したという。室町時代の「付喪神絵巻」に著されているとか。とにかく、よく分からぬが、その古道具への思いから、「付喪神」なるものが生まれ物を大切にする、というものらしい。十月には「仮装行列」なるイベントが行われる。「妖怪サークル」もある。

洋服店はTシャツ、中華屋には「妖怪ラーメン」、「妖怪まんじゅう」とブランドも作ってしまった。近隣の大学から、妖怪好きの学生が参加、店主たちもそれぞれ得意分野で力を發揮、「町おこし」が妖怪文化(?)のセンターの様相を呈している。

紳士服店、食堂、ふとん店、和菓子、鮮魚店、パン店、日用品店、文具店等々、みんな対面販売だ。おとしよりが和装店の前で世間話をしている。そんな風景がなんだか懐かしい。ワインドウショッピングをしているうちに妖怪ストリートの東の端に来ていた。